

社保審一介護給付費分科会	
第209回 (R4.3.17)	資料1-4
介護給付費分科会一介護報酬改定検証・研究委員会	
第24回 (R4.3.7)	資料1-4

(4) 福祉用具貸与価格の適正化に関する 調査研究事業 (結果概要)(案)

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 福祉用具は、全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限を設定し、1年に1度の頻度で見直すこととしていたが、平成30年度・令和元年度福祉用具貸与価格の適正化に関する調査において貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営等の実態調査を行った結果、毎年見直すことによる十分な効果が得られない一方、事業所の負担が大きいために、3年に1度の頻度に変更され、令和3年4月貸与分より適用されることとなった。
- 本調査では、令和3年4月以降の貸与価格の変化や福祉用具貸与事業所の事務負担を含めた経営等に関する実態について把握することを目的に実施した。

2. 調査方法

※令和3年4月貸与分より見直しされた貸与価格の上限が介護給付費へ与える影響を、平成30年10月の最初の貸与価格の上限の設定の影響と比較して分析するため、5時点のデータを用いる。
 ※レコードとは、介護給付費明細書の明細欄に記載された1件ごとの請求内容のことを指す。

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

調査対象	分析対象期間	総貸与件数(レコード数)
介護保険総合データベース(DB)に登録された福祉用具貸与(介護予防を含む)の請求全データ(「給付実績情報作成区分コード」が「新規」のレコード)	平成29年10月サービス提供分(上限価格の公表前・施行前)	7,865,081
	平成30年10月サービス提供分(上限価格の公表後・施行後)	8,425,629
	令和元年10月サービス提供分(消費税増税後)	8,893,663
	令和2年4月サービス提供分(上限価格の公表前・施行前)	9,084,732
	令和3年4月サービス提供分(上限価格の公表後・施行後)	9,313,544

B. 貸与事業所実態調査:事業所調査(郵送法)

調査対象		母集団	抽出方法	発出数	回収数	回収率	有効回収率
福祉用具貸与事業所	事業所票	7,073	悉皆※2	6,906	3,650	52.9%	52.3%
	利用者票※1	2,491,168	無作為抽出※3	13,191	4,436	33.6%	33.6%

※1 介護保険総合DBにおける令和2年4月請求実績のある事業所の利用者を母集団としている。

※2 災害救助法の適用地域に所在している福祉用具貸与事業所を除き発出。

※3 介護保険総合DBにおける福祉用具貸与事業所の貸与実績(利用者数)を基に、調査対象とする利用者数を算出し、福祉用具貸与事業所に送付。

C. 貸与事業所等ヒアリング調査

調査対象	対象事業所数
福祉用具貸与事業所	B.貸与事業所実態調査の回答事業所のうち、4事業所を抽出

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

① 福祉用具貸与の現状

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【使用したデータ総数: 概要】

- 総貸与額^{※1}は、平成29年10月貸与分は約276億円、平成30年10月貸与分は約284億円、令和元年10月貸与分は約300億円、令和2年4月貸与分は約307億円、令和3年4月貸与分は約311億円であった。
- 利用者1人あたり貸与額は、平成29年10月貸与分は12,934円、平成30年10月貸与分は12,708円、令和元年10月貸与分は12,844円、令和2年4月貸与分は12,919円、令和3年4月貸与分は12,945円であった。

図表1 【介護DB分析】福祉用具貸与の実績

	総数(全体)				
	H29/10	H30/10	R1/10	R2/04	R3/04
総貸与件数(レコード数)	7,865,081	8,425,629	8,893,663	9,084,732	9,313,544
総貸与額	27,580,432,700	28,422,284,670	29,990,873,420	30,663,038,190	31,088,106,200
貸与商品数 ^{※2}	14,771	11,467	11,676	11,706	11,885
利用者数	2,132,320	2,236,521	2,335,025	2,373,467	2,401,527
利用者1人あたり貸与額	12,934	12,708	12,844	12,919	12,945
請求事業所数	7,325	7,207	7,125	7,090	6,989

※1 本分析では、介護保険総合データベースにおける「決定後単位数」×10を貸与額として計算している。

※2 貸与商品数は、介護保険総合データベースの各請求レコードにおける摘要欄に記載された商品コードの件数である。

※3 令和元年10月貸与分以降の総貸与額、利用者1人あたり貸与額は令和元年10月の消費税引き上げ分を含む。

【分析方法】

- 平成29年10月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年4月、令和3年4月貸与分の全データ(返戻・過誤請求分のデータ、1か月未満の貸与実績があるデータ等を含む)を用いて分析。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

① 福祉用具貸与の現状

A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【利用者規模別にみた事業所の状況(利用者数、貸与価格)】

- 事業所の利用者規模別に貸与状況を見ると、事業所規模が小さい事業所ほど、1レコードあたり平均貸与価格が高くなる傾向があった。利用者1人あたり平均貸与額は、20人未満の事業所は20～150人未満の事業所よりも利用者1人あたり平均貸与額が低かった。

図表 2 【介護DB分析】利用者規模別の事業所数と貸与価格(令和3年4月貸与分)

事業所数:6,779

利用者規模	事業所数	1事業所あたり平均貸与額(円/事業所)	利用者1人あたり平均貸与レコード数(レコード/人)	利用者1人あたり平均貸与額(円/人)	1レコードあたり平均貸与価格(円/レコード)	平均要介護度
20人未満	891	104,904	3.4	12,935	3,804	2.2
20人～50人未満	772	462,586	3.7	13,639	3,710	2.2
50人～150人未満	1,556	1,271,627	3.8	13,438	3,507	2.2
150人～400人未満	1,772	3,231,768	3.7	12,817	3,436	2.1
400人以上	1,788	11,171,070	3.7	12,612	3,389	2.0
全事業所	6,779	4,149,551	3.7	12,722	3,412	2.0

【分析方法】

- 令和3年4月貸与分のデータのうち、以下に該当するデータは当該利用者のデータを全て除外したうえで分析した。(以降のページでは同条件での分析)
 返戻・過誤請求分のデータ、1か月未満の貸与実績があるデータ、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」(以下、「福祉用具コード」と照合できないデータ、同一月で同一利用者の要介護度が複数あるデータ。

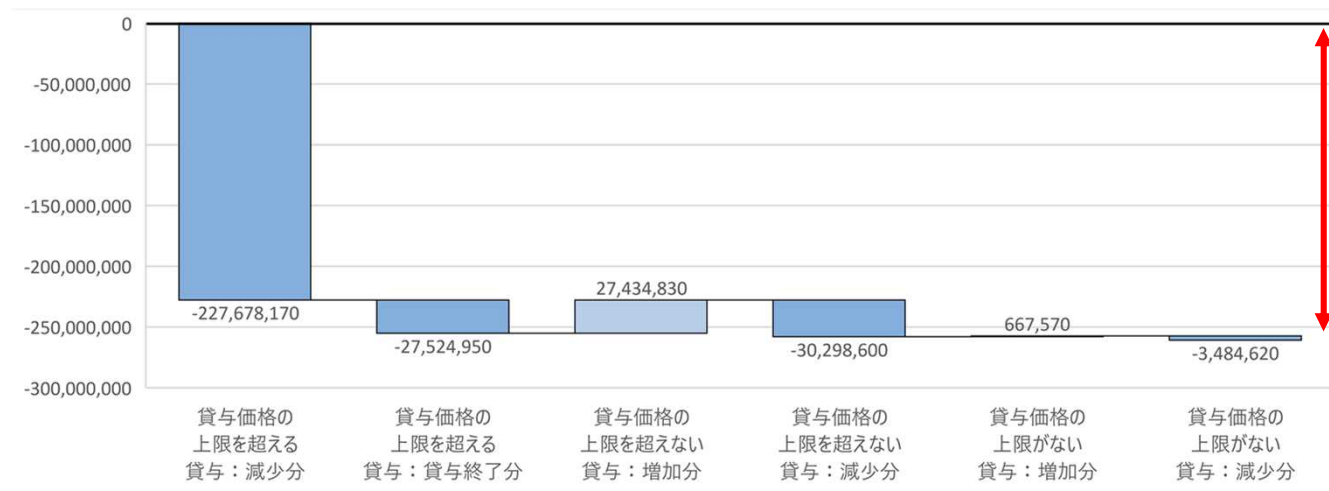
(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 分析対象データを用いて、令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果は、約2.6億円(0.9%)の減少と計算され、平成30年度調査結果(平成29年10月貸与分⇒平成30年10月貸与分)の約4.5億円(2.0%)減少と比べて、6割弱であった。

図表 3 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(令和2年4月貸与分から令和3年4月貸与分)



分析対象総貸与額
27,636,055,790円

変化分総額
- 260,883,940円

【分析方法】

- 令和2年4月・令和3年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の変化がなかった商品、②貸与価格の上限を超えていた商品、③貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、④貸与価格の上限がない商品に分類。分析対象レコード数: 7,999,383件。
- 上記データについて、①については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分のデータを比較し、②については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。③及び④については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。

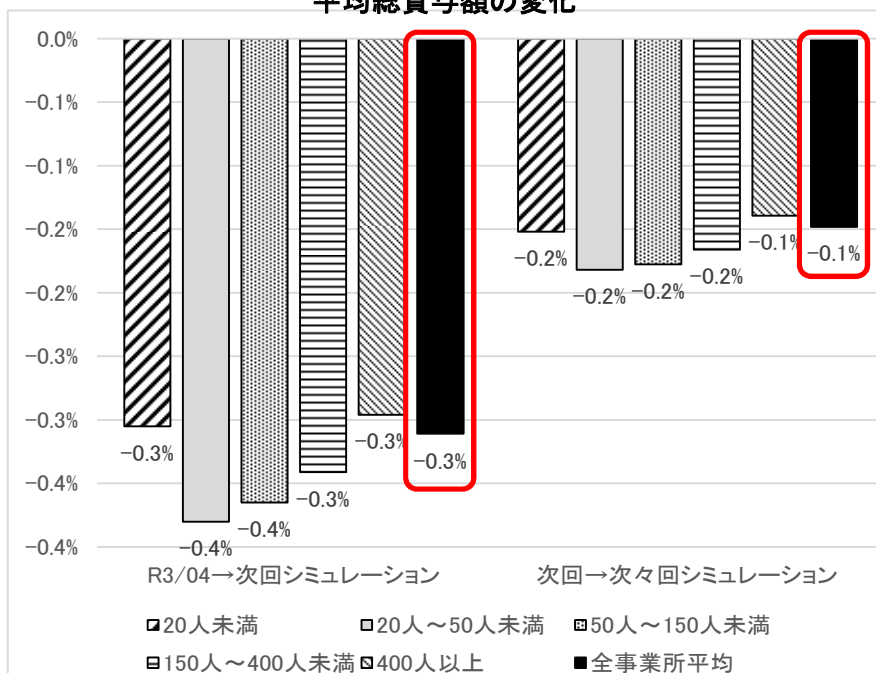
(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

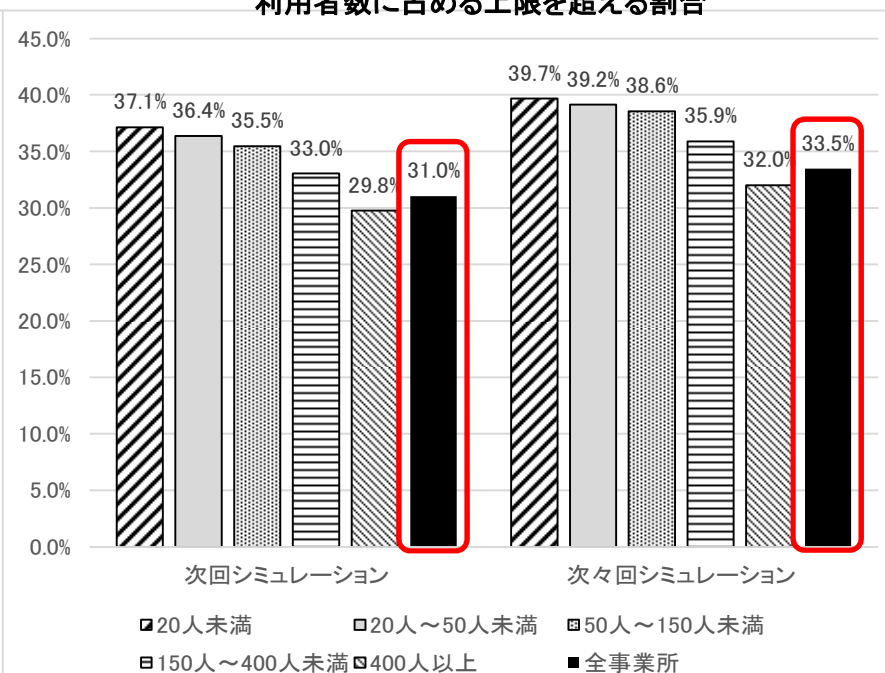
【貸与価格の上限を用いたシミュレーション】

- 令和3年4月貸与分のデータを用いて、商品別に平均価格及び標準偏差を算出し、新たな貸与価格の上限を試算した。試算された新たな貸与価格の上限を用いて総貸与額の減額シミュレーションを行った。その結果、総貸与額は0.3%、次々回では0.1%減少する試算となった。
- 貸与価格の上限を超える貸与が1件以上ある利用者の割合は次回シミュレーションでは31.0%、次々回シミュレーションでは33.5%であった。この割合は事業所規模が小さいほど高く、20人未満の事業所では次回シミュレーションでは37.1%、次々回シミュレーションでは39.7%であった。

図表 4 【介護DB分析】貸与価格の上限を用いたシミュレーション
平均総貸与額の変化



図表 5 【介護DB分析】貸与価格の上限を用いたシミュレーション
利用者数に占める上限を超える割合



【分析方法】

- ・ 令和3年4月貸与分のデータを用いて分析。分析対象レコード数:8,245,486件。貸与価格の上限がある全ての商品について、平均価格及び標準偏差を計算。平均価格+1標準偏差を次回の貸与価格の上限とし、上限を超える貸与をしている場合は、設定した貸与価格の上限にまで価格を引き下げるものとした。
- ・ 当該シミュレーションを実施したのち、令和3年4月貸与分の各事業所の利用者規模別で、平均総貸与額を集計した(次回シミュレーション)。
- ・ 上記のシミュレーションで価格を下げた後のデータを用いて、再度平均価格及び標準偏差を計算の上、同様のシミュレーションを行った(次々回シミュレーション)。

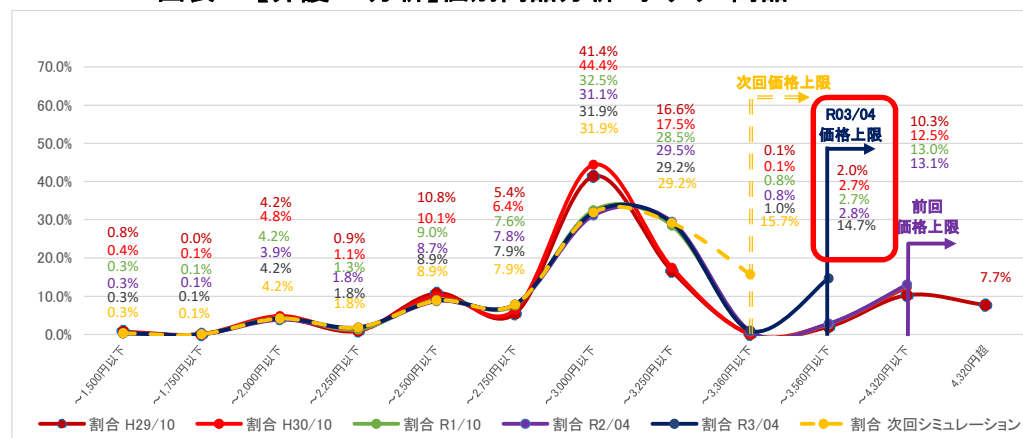
(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【個別商品分析】

- 各貸与種目のうち、最も貸与件数の多かった1商品について、平成29年10月、平成30年10月、令和1年10月、令和2年4月、令和3年4月貸与分の貸与価格の分布状況及び、再度貸与価格の上限を設定した場合のシミュレーションを行った。
- 手すり商品Aでは、令和3年4月貸与分において、貸与価格の上限の価格帯に一定の貸与があることが確認できた。平成29年10月分で上限を超えたレコードは7.7%であったが、次回の上限をシミュレーションしたところ、14.7%が上限を超える計算であった。

図表6 【介護DB分析】個別商品分析:手すり 商品A



	平均値	標準偏差	価格の上限	上限を超える割合	貸与金額総額	貸与金額減少率
H29/10	3,191	1,075	-	7.7%	315,606,060	-
H30/10	3,008	511	4,240	0.0%	375,904,520	-
R1/10	3,039	517	4,320	0.0%	399,072,990	-
R2/04	3,042	517	4,320	0.0%	411,872,600	-
R3/04	2,965	396	3,560	0.0%	400,020,330	-
次回	2,939	363	3,360	14.7%	396,623,710	-0.8%

【分析方法】

- ・ 各貸与種目のうち最も貸与件数が多かった商品について、平成29年10月、平成30年10月、令和元年10月、令和2年4月、令和3年4月貸与分の貸与全データを対象に分析。
- ・ 分析対象レコード数 平成29年10月：81,163件、平成30年10月：109,376件、令和元年10月：114,299件、令和2年4月：117,678件、令和3年4月：134,929件
- ・ 次回シミュレーションは、令和3年4月貸与分のデータを用いて、平均価格及び標準偏差を計算。平均価格+1標準偏差を次回の貸与価格の上限とし、上限を超える貸与をしている場合は、設定した貸与価格の上限にまで価格を引き下げるものとしてシミュレーションを行った。

※折れ線は、平成29年10月貸与分の実績、平成30年10月貸与分の実績、令和元年10月貸与分の実績、令和2年4月貸与分及び令和3年4月実績分から再度貸与価格を設定した場合のシミュレーションにおける、貸与価格別レコード数の割合を示している。図表のグラフ内の平均貸与及び貸与価格の上限の縦線の位置は参考情報としての掲載のため、正確な位置とは限らない。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【令和3年4月に設定された貸与価格の上限の状況】

- 令和2年4月貸与分のデータを用いて、令和3年4月以降に貸与価格の上限が設定された商品について、総貸与額への影響のシミュレーションを行った。貸与価格の上限設定の見直しによる貸与価格の適正化効果は、1か月あたり約1億9千万円と推計された。
- 福祉用具貸与全体の総貸与額(約276億円)に占める、貸与価格の上限が設定された商品の総貸与額の割合は15.7%であった。

図表 7 【介護DB分析】貸与種目別貸与価格の上限を超える状況(令和2年4月貸与分)

名称	R2/04					全体の総貸与額に占める、令和3年4月以降に上限が設定された商品の総貸与額の割合 (④÷②)	令和3年4月以降に上限が設定された商品の総貸与額に占める、上限を超える分の総額の割合 (⑤÷④)
	全体		R3/04以降、新たに上限が設定された商品				
	①レコード件数 (件)	②総貸与額 (円)	③レコード件数 (件)	④総貸与額 (円)	⑤上限を超える分の総額 (円)		
車いす	644,297	4,330,732,190	75,970	609,917,320	20,146,450	14.1%	3.3%
車いす付属品	225,539	434,953,890	25,330	60,403,000	3,801,060	13.9%	6.3%
特殊寝台	851,108	7,383,925,630	116,610	1,147,085,120	35,266,960	15.5%	3.1%
特殊寝台付属品	2,553,256	3,216,875,230	233,708	318,060,050	20,663,570	9.9%	6.5%
床ずれ防止用具	193,080	1,266,299,230	27,968	208,731,850	5,687,760	16.5%	2.7%
体位変換器	45,852	175,382,860	7,489	34,283,770	1,069,980	19.5%	3.1%
手すり	2,096,759	6,424,753,960	315,822	1,233,784,360	72,390,180	19.2%	5.9%
スロープ貸与	346,340	922,439,900	50,691	173,396,710	8,284,620	18.8%	4.8%
歩行器貸与	757,557	2,279,528,220	95,068	334,811,620	12,384,370	14.7%	3.7%
歩行補助つえ	208,392	230,632,660	39,436	56,838,370	4,200,740	24.6%	7.4%
徘徊感知機器	30,120	199,017,570	5,078	40,433,990	1,341,100	20.3%	3.3%
移動用リフト	47,147	766,355,270	5,744	106,580,200	3,162,180	13.9%	3.0%
自動排泄処理装置	617	5,960,040	116	1,258,140	54,100	21.1%	4.3%
合計	8,000,064	27,636,856,650	999,030	4,325,584,500	188,453,070	15.7%	4.4%

【分析方法】

- 令和2年4月貸与分のデータにおいて、令和3年4月以降(令和3年7月以降除く)に設定された貸与価格の上限を適用した場合のシミュレーションを実施。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

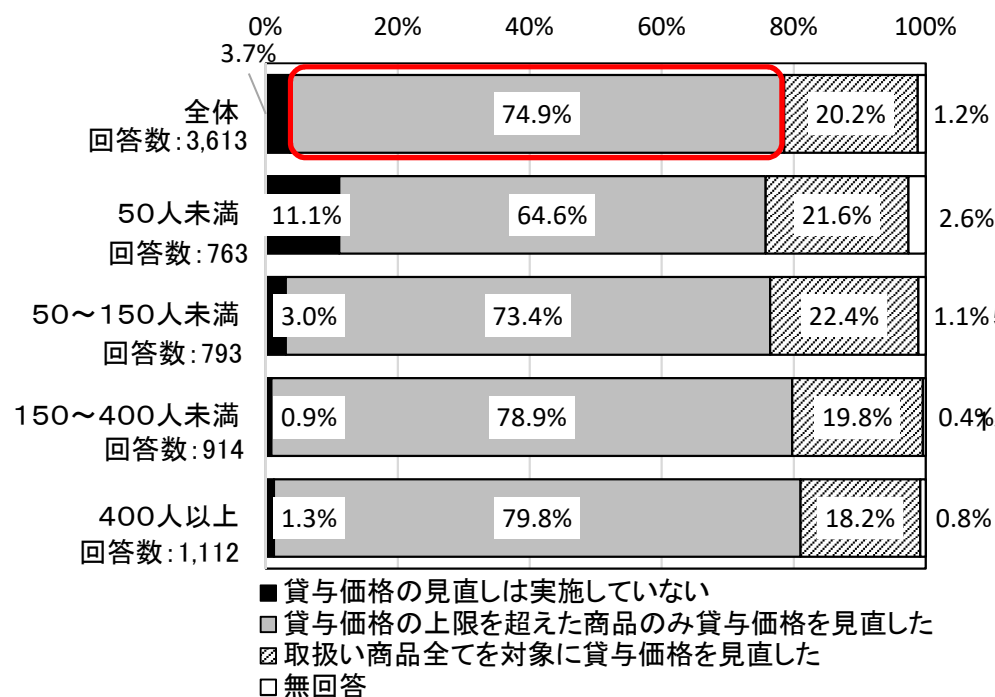
③ 経営への影響

B:事業所調査(郵送法):事業所票

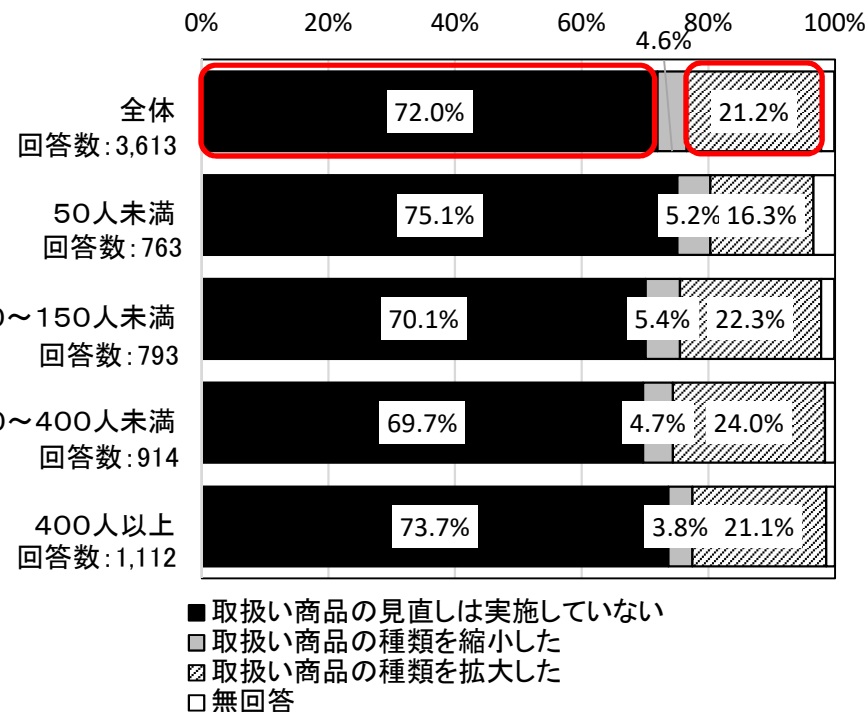
【上限価格の見直しによる貸与価格・取扱い商品の見直し】 ※事業所票 問4-1 貸与価格の上限見直しによる対応状況

- 貸与価格の見直しの実施状況は、「貸与価格の上限を超えた商品のみ貸与価格を見直した」と回答した事業所が74.9%だった。
- 取扱い商品の見直しの実施状況は、「取扱い商品の見直しは実施していない」と回答した事業所が72.0%と最も多いが、「取扱い商品の種類を拡大した」と回答した事業所も全体で21.2%であり、事業所の利用者数別にみても、その割合は同程度であった。

図表8 貸与価格の見直しの実施状況(事業所の利用者数別)



図表9 取扱い商品の見直しの実施状況(事業所の利用者数別)



- ・事業所の利用者数は、令和3年7月貸与分の請求実績(介護保険総合データベース)を用い、事業所票回答事業所と突合し、集計を行った。
- ・一部、突合できない事業所票があり(31件)、上記グラフでは除外している。よって、利用者数別の回収数合計と全体の回収数は一致しない。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

B:事業所調査(郵送法):事業所票

【収益への影響とその理由】 ※事業所票 問5-1 収益への影響

- 事業所の収益への影響について、令和2年度と比較して令和3年度の「収益が減少した(減少する見込み)」と回答した事業所が最も多く49.9%だった。その理由としては「上限見直しにより貸与価格を下げた商品が多いため」が62.7%と最も多く、次いで「利用者数が減少しているため」が42.9%だった。
- 「収益が増加した(増加する見込み)」「影響はなかった(影響はない見込み)」も約半数だったが、「収益が増加した(増加する見込み)」の理由は「利用者数が増加しているため」が84.2%と最も多かった。これは、貸与価格を下げたことで収益は減少するものの、福祉用具貸与全体の受給者数が増加しているため(※)、事業所によっては新規利用者へのサービス提供による売上を確保できたためと考えられる。

図表10 収益への影響

回答数:3,613

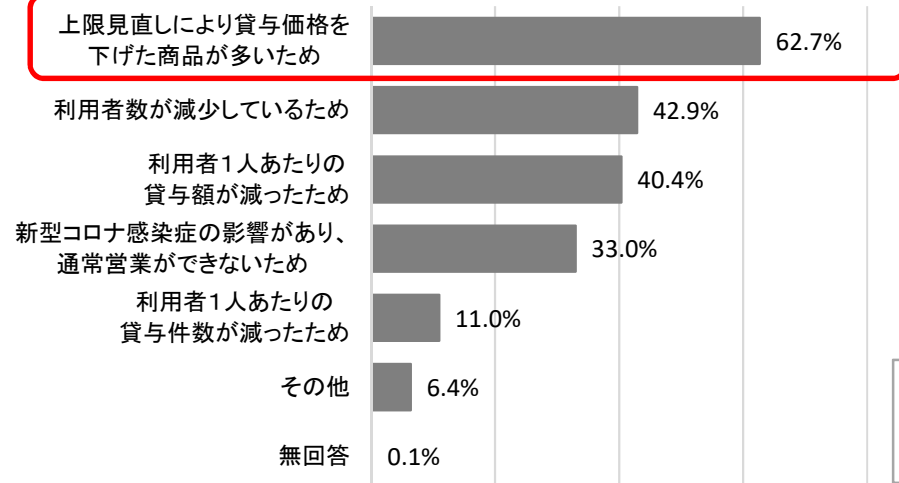
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 収益が減少した(減少する見込み) □ 収益が増加した(増加する見込み) ▨ 影響はなかった(影響はない見込み)

図表11 収益が減少した(減少する見込み)の理由【複数回答】

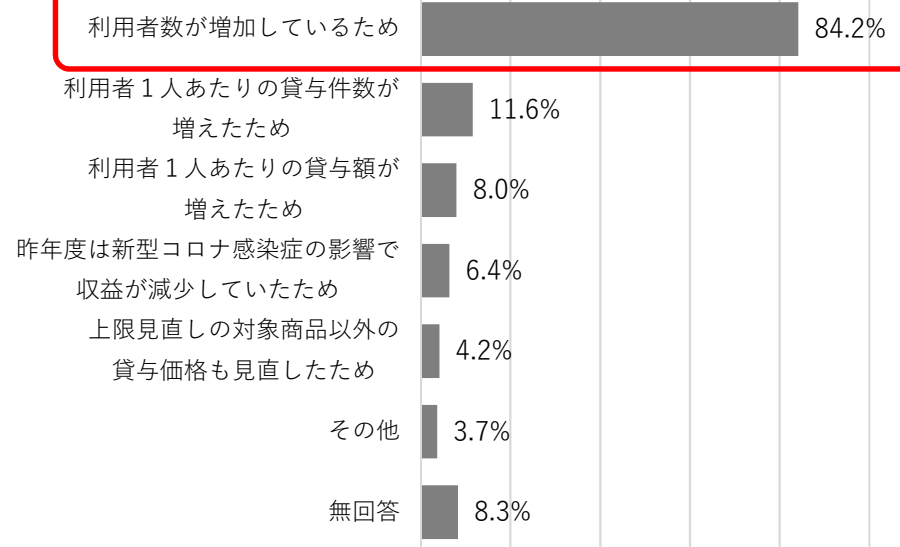
回答数:1,803 0% 20% 40% 60% 80%



図表12 収益が増加した(増加する見込み)の理由【複数回答】

回答数:811

0% 20% 40% 60% 80% 100%



※ 令和2年度介護給付費等実態統計(令和2年5月審査分～令和3年4月審査分)によると、年間累計受給者数が介護予防福祉用具貸与で6.3%増、福祉用具貸与で4.3%増となっている。

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

③ 経営への影響

B:事業所調査(郵送法):事業所票

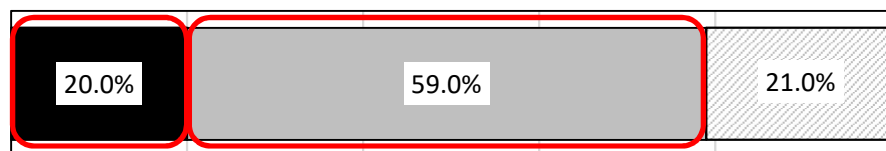
【仕入先との価格交渉】 ※事業所票 問4-1 貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容

- 仕入先への価格交渉については、「実施した」と回答した事業所は20.0%だった。価格交渉を実施した福祉用具貸与事業所のうち、値下げに至った仕入先の割合が「10割」だった事業所が最も多く54.4%だった。
- 価格交渉を「実施していない」と回答した事業所は59.0%だった。実施していない理由は、「上限見直しに関わらず定期的に実施しているため」が最も多く40.4%だった。

図表13 仕入先との価格交渉

回答数:3,613

0% 20% 40% 60% 80% 100%

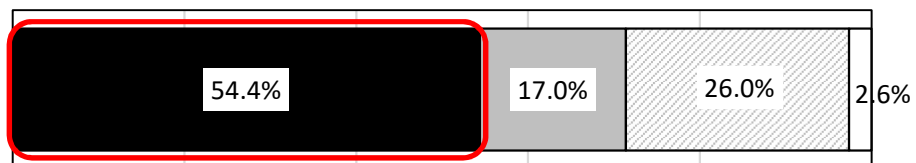


■実施した □実施していない □直接仕入れている商品はない □無回答
(自社在庫による貸与はない)

図表14 値下げに至った仕入先の割合
(価格交渉を「実施した」と回答した事業所のみ)

回答数:723

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

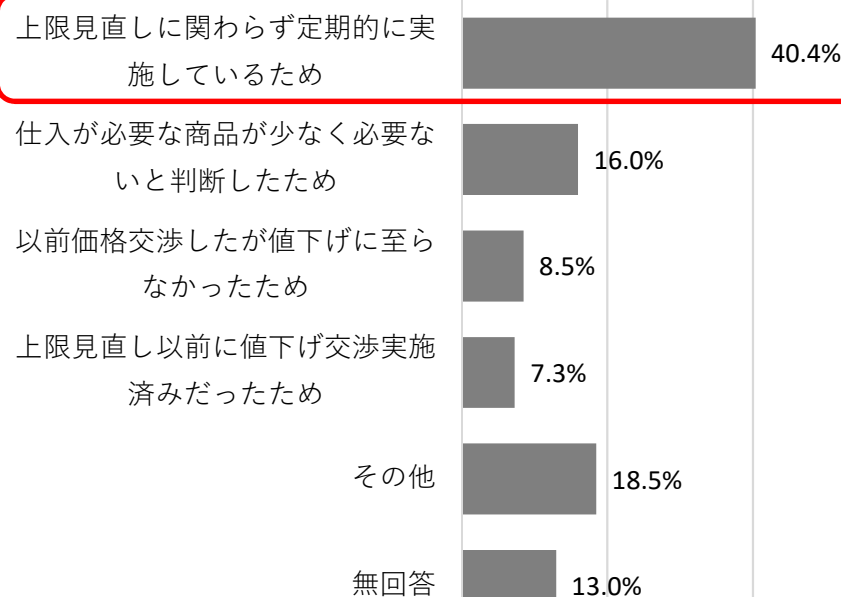


■10割 □5~10割未満 □5割未満 □無回答

図表15 仕入先との価格交渉を実施していない理由【複数回答】
(価格交渉を「実施していない」と回答した事業所のみ)

回答数2,130

0% 20% 40% 60%



(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

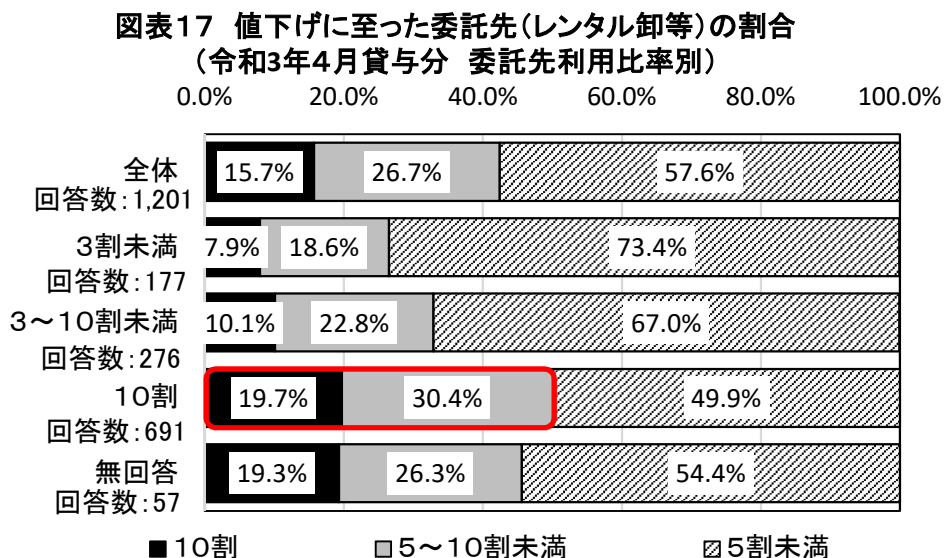
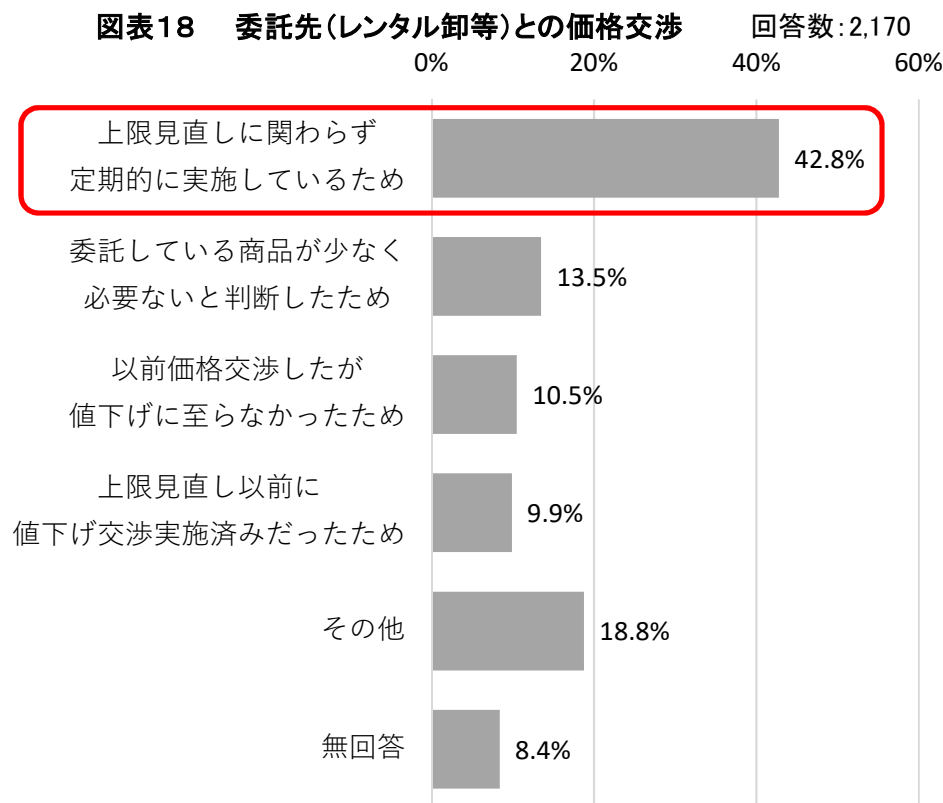
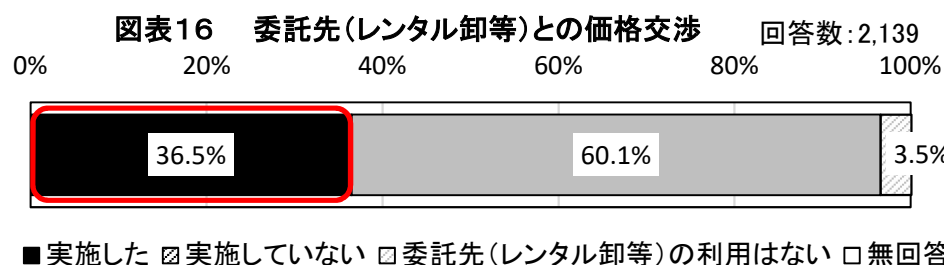
③ 経営への影響

B:事業所調査(郵送法):事業所票

【委託先(レンタル卸等)との価格交渉】

※事業所票 問4-1 貸与価格の上限見直しを理由に実施した内容

- 委託先(レンタル卸等)との価格交渉について、「実施した」と回答した事業所は36.5%だった。価格交渉を実施した結果、値下げに至った委託先の割合は、委託先利用率が高いほど価格交渉の成果が高く、令和3年4月貸与分における委託先利用率「10割」の事業所では、価格交渉により値下げに至った委託先の割合が「半数以上」だった事業所は50.1%だった。
- 価格交渉を「実施していない」と回答した事業所は60.1%だった。実施していない理由については、「上限見直しに関わらず定期的に実施しているため」が最も多く、42.8%だった。



(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

④ 事務負担等への影響

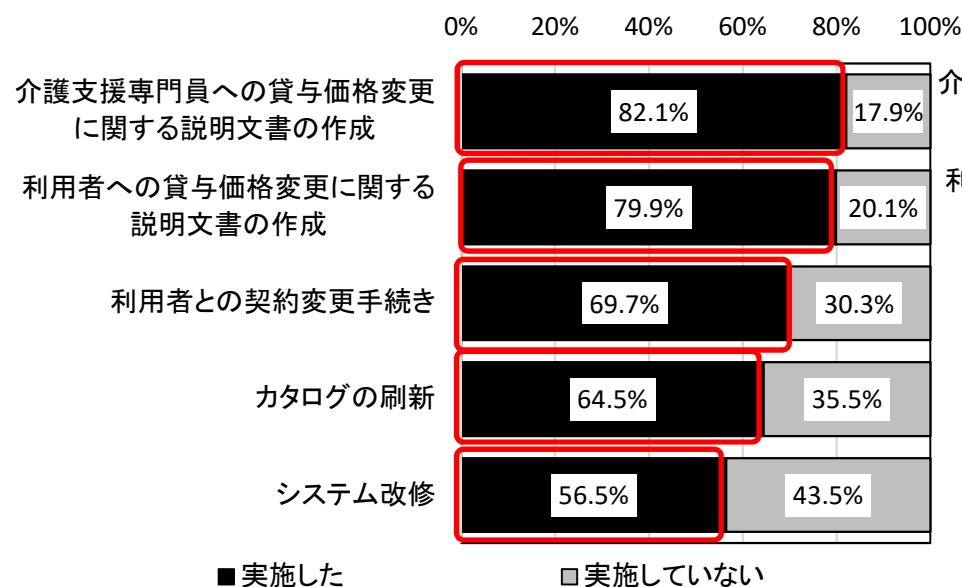
B:事業所調査(郵送法):事業所票

【貸与価格の上限見直しを理由に発生した事務作業・負担感】※事業所票 問4-2 貸与価格の見直しを理由に発生した事務作業

- 貸与価格の上限見直しを理由に事業所が実施した事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(82.1%)、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(79.9%)、「利用者との契約変更手続き」(69.7%)、「カタログの刷新」(64.5%)、「システム改修」(56.5%)だった。
- 初回上限設定(平成30年度)と比較した負担感について、「作業量は変わらないため負担は大きかった(変わらない)」と回答した事業所がいずれの事務作業についても5割以上であり、最も多かったのは、「カタログの刷新」(61.8%)だった。

図表19 実施した事務作業

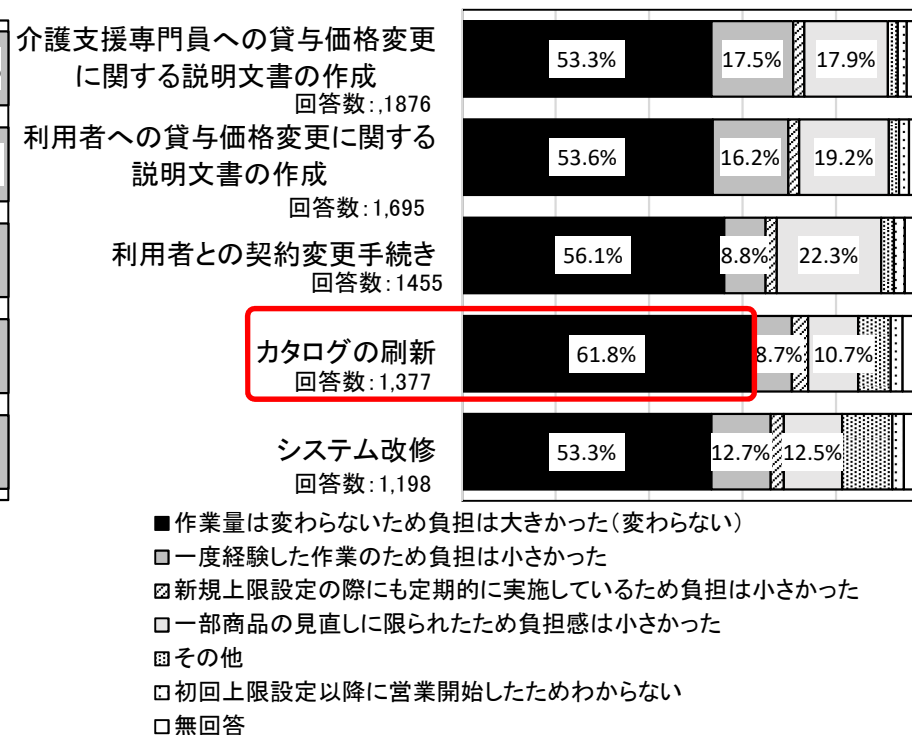
回答数:2,139



図表20 実施した事務作業による負担感(初回上限設定との比較)

【複数回答】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑤ 利用者への影響

B:事業所調査(郵送法):事業所票

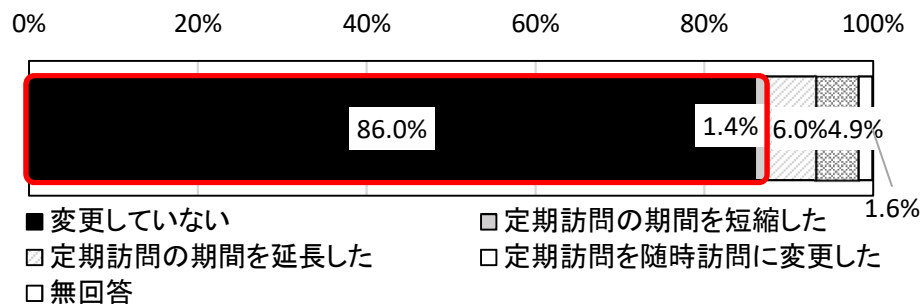
【利用者へのサービス提供の変化】

※事業所票 問4-3 貸与価格の見直しを理由に変更した事業所としての方針

- 貸与価格の上限見直しを理由に変更した事業所の方針を確認したところ、事業所が実施するモニタリングの訪問頻度については「変更していない」と「定期訪問の期間を短縮した」の合計が87.4%であり、訪問時の対応内容も「変更していない」と「変更した(より手厚くした)」の合計が91.4%だった。
- 同様に、メンテナンスの実施状況についても確認した。メンテナンスの実施頻度について「変更していない」と「実施頻度を増やした」の合計が94.1%であり、訪問時の対応内容も「変更していない」と「変更した(手厚くした)」の合計が94.5%だった。
- 上記より、貸与価格の上限見直しを理由とした事業所としての利用者への対応は変更されておらず、利用者が必要とするサービスは概ね維持されていると考えられる。

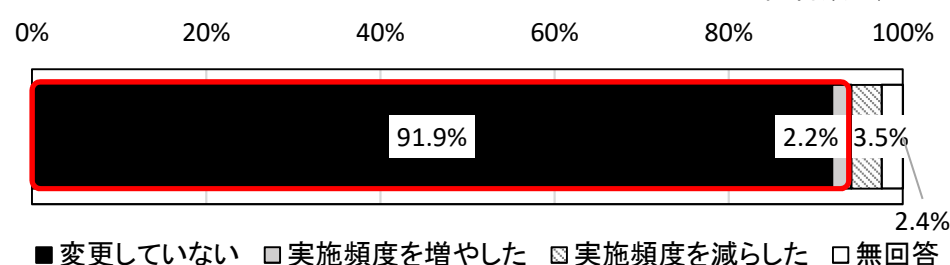
図表21 モニタリングの訪問頻度の変更

回答数:3,613



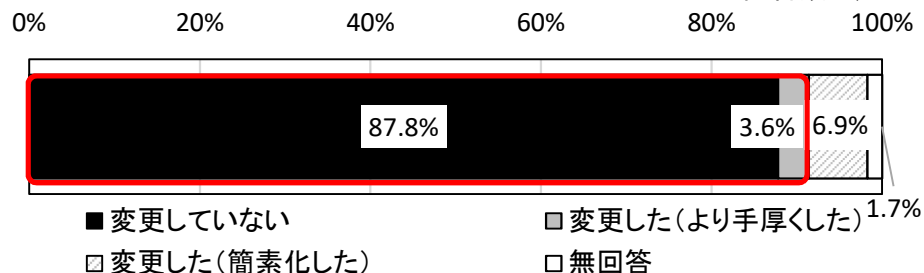
図表23 メンテナンス実施頻度の変更

回答数:3,613



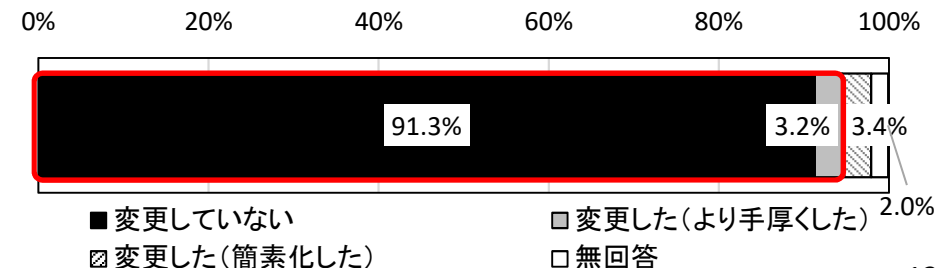
図表22 モニタリング訪問時の対応内容の変更

回答数:3,613



図表24 メンテナンス訪問時の対応内容の変更

回答数:3,613



(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑤ 利用者への影響

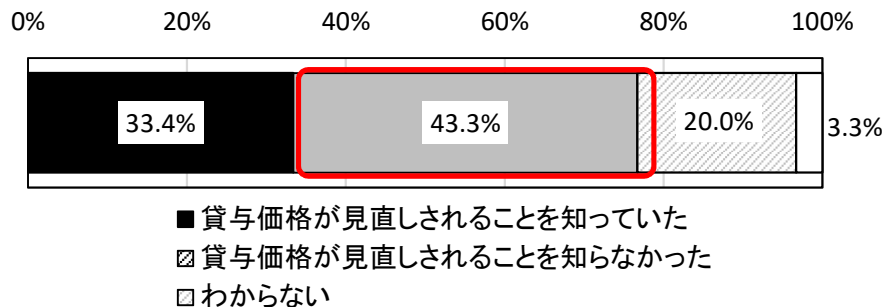
B:事業所調査(郵送法):利用者票

【利用者の反応、満足度】

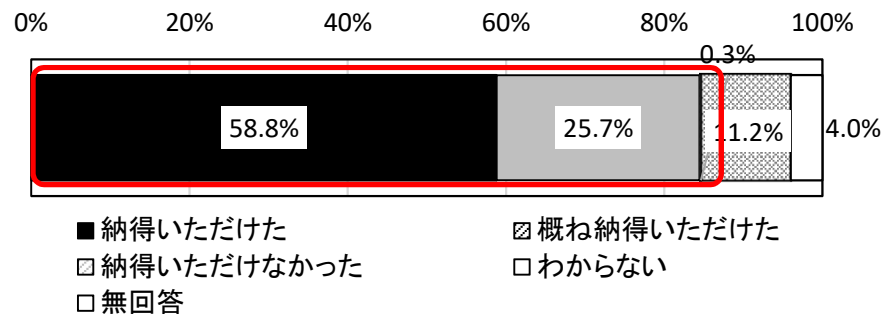
※利用者票 問4-1貸与価格の上限見直しに関する利用者の反応等 問4-2 貸与価格の上限見直し後の福祉用具貸与事業所の対応

- 貸与価格の上限が3年に1度見直されることについて、「貸与価格が見直されることを知らなかった」が43.3%だったが、貸与価格の見直し納得度は「納得いただけた」「概ね納得いただけた」が合わせて約8割だった。
- 介護支援専門員から見た利用者の満足度について、福祉用具の貸与価格、事業所が実施しているモニタリング、メンテナンスのいずれも「満足している」、「概ね満足している」が合わせて8割を超えていた。
- 貸与価格の上限見直し後、介護支援専門員からみた事業所の利用者への対応の変化は、モニタリング、メンテナンスのいずれも「変わらない」が最も多く、それぞれ79.7%、76.8%だった。

図表25 3年に1度貸与価格が見直されることの認知度 回答数:4,435

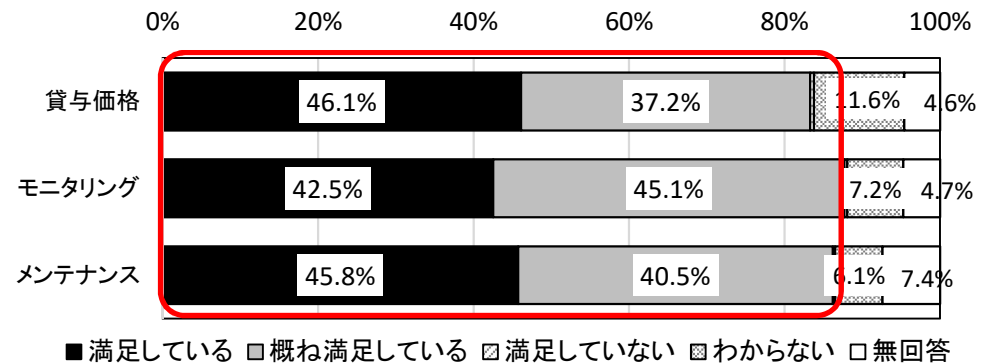


図表26 貸与価格の見直しに対する納得度 回答数:4,435

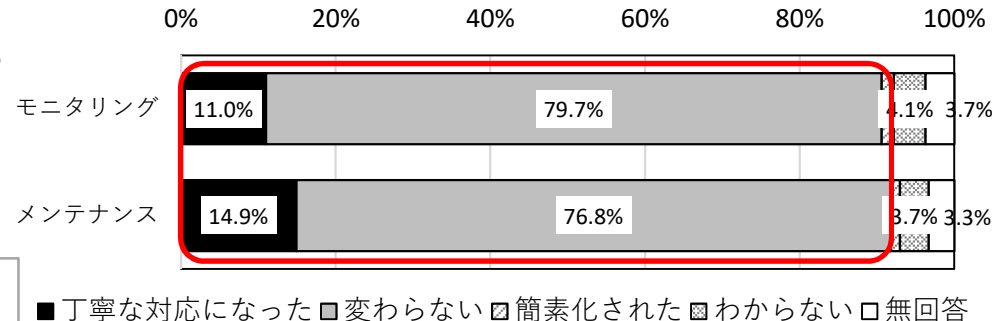


・利用者票は福祉用具貸与事業所に配布し、貸与価格の見直し対象となった利用者の中から無作為抽出とした。

図表27 介護支援専門員からみた利用者の満足度 回答数:4,435



図表28 介護支援専門員からみた福祉用具貸与事業所の利用者への対応の変化 回答数:4,435



■丁寧な対応になった □変わらない □簡素化された □わからない □無回答

(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑥ 退院・退所時カンファレンスへの参加

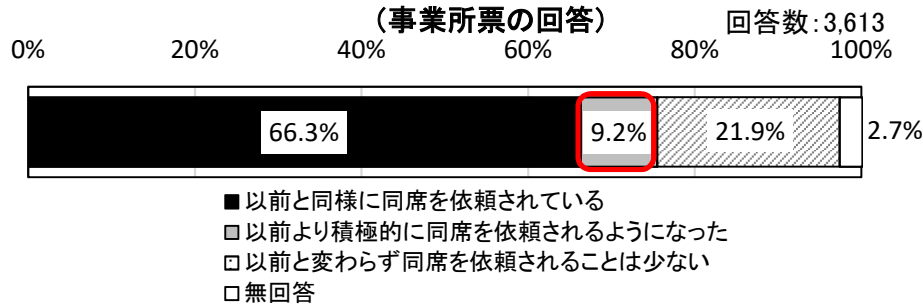
B:事業所調査(郵送法):事業所票・利用者票

【福祉用具専門相談員の参加状況・効果】

※事業所票 問7 退院・退所時のカンファレンスへの参加 利用者票 問8 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員の招集

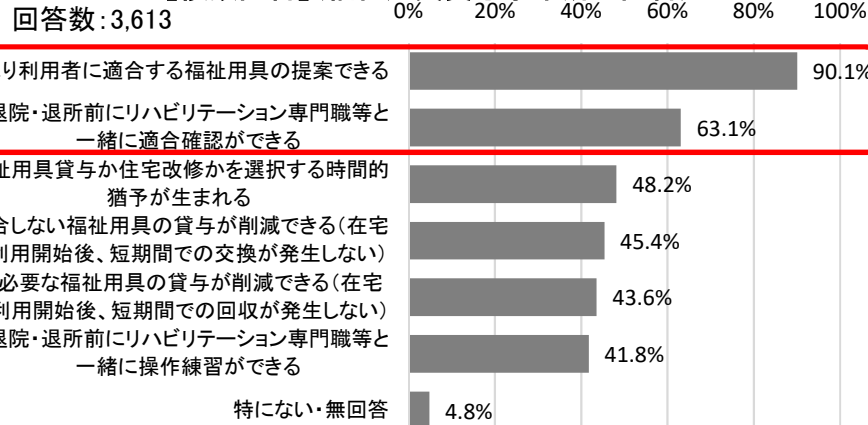
- 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況について、「以前より積極的に同席を依頼されるようになった」と回答した事業所は9.2%だった。介護支援専門員による福祉用具専門相談員への同席依頼状況については、「退院・退所加算の算定要件に追加されたため、参加を依頼するようになった」が2.8%、「令和3年4月以降退院・退所時のカンファレンスの開催がないが、必要があれば依頼したい」が12.2%だった。※新型コロナウイルスの影響が含まれている可能性がある。
- 退院・退所時カンファレンスに福祉用具専門相談員が参加することによる効果については、福祉用具専門相談員、介護支援専門員いずれも「より利用者に適合する福祉用具の提案ができる(提案が得られた)」が9割以上と最も多かった。また、「退院・退所前にリハビリテーション専門職等と一緒に適合確認ができる」も6割以上と多く、一定の効果が認められた。

図表29 退院・退所時のカンファレンスへの参加状況

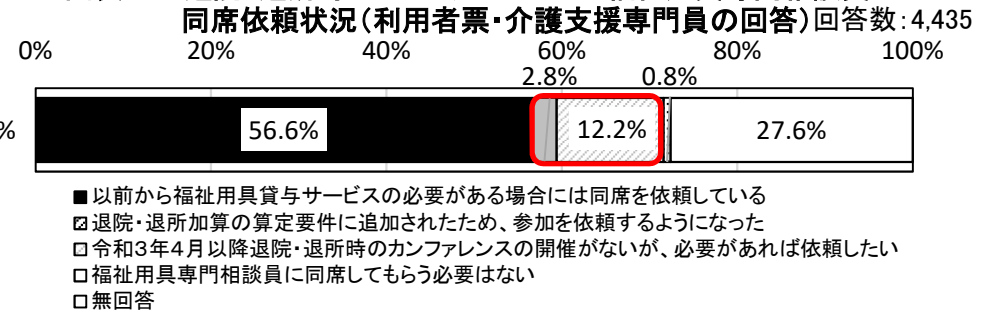


図表31 退院・退所時のカンファレンスへ参加したことによる効果

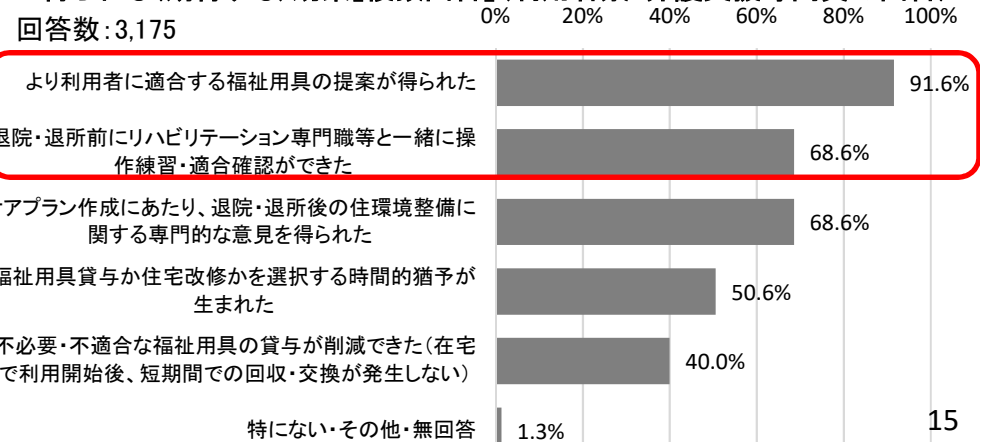
【複数回答】(福祉用具貸与事業所の回答)



図表30 退院・退所時のカンファレンスへの福祉用具専門相談員への同席依頼状況(利用者票・介護支援専門員の回答)



図表32 退院・退所時カンファレンスへの福祉用具専門相談員の参加により得られる(期待する)効果【複数回答】(利用者票・介護支援専門員の回答)



(4). 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

⑦ 事業所の対応と経営等への影響

C. 貸与事業所等ヒアリング調査

- 実態調査で把握した結果について、その実務の詳細や経営等への影響等をヒアリング調査で確認した。
- 利用者への影響については、現時点ではサービス提供・内容の変更はないことが確認できたが、今後も継続的に貸与価格の上限見直しが実施される場合、事業所として取扱商品の見直し(一部商品の取扱中止)や、サービスの質の維持が困難になる可能性が示唆された。

図表33 ヒアリング調査結果

ヒアリング項目	主な調査結果
経営への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の貸与価格を検討するにあたり、契約先との価格交渉だけでなく、より安く提供してもらえる新規の契約先を探す等の取組も行っていった。しかし、小規模事業所では取引量が少なく、価格交渉に至らないということも把握できた。 ・介護支援専門員によっては、利用者の経済状況等も踏まえ、貸与価格の安さを重視し、上限見直しをきっかけに、他の事業所に変更となった利用者もいた。 ・福祉用具貸与は小規模事業所も多く、貸与価格の上限見直しが継続されると、経営的に事業継続が困難になる可能性も示唆された。
事業所の事務負担	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の上限設定時と同様の事務作業等(カタログ変更、説明文書の作成、利用者・介護支援専門員への説明)が発生したことが確認できた。 ・事業所が導入しているシステムによっては、上限価格を超える商品や、価格見直しが必要となる利用者が抽出される機能が実装されているものもあり以前より効率的に価格見直しの作業ができるようになっていた。 ・システム未導入の事業所では、今回の上限見直しにおいても、同様の作業負担が発生した可能性があり、事業所によっては、大きな負担が発生していたことが推察される。
利用者への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の変化(訪問頻度等)については、実態調査(事業所票・利用者票)の結果同様、ヒアリング調査でも、貸与価格の見直しに伴い変更したことはないということが確認できた。
現行制度に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に貸与価格の上限見直しが実施され、貸与価格が下がっていくことで、利益が確保できない商品の取扱中止や、サービスの質の維持が困難になる等の課題が挙げられ、利用者へのサービス提供に影響を与える可能性も示唆された。

・ヒアリング調査対象は、B:事業所調査(郵送法):事業所票に回答があった福祉用具貸与事業所の中から、法人全体の事業所数、所在地等を踏まえ4事業所を抽出した。抽出した4事業所はいずれも委託先(レンタル卸等)の使用比率が10割の事業所だった。